

## 平成22年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会次第

平成22年4月27日(火) 午前10時～  
府中駅北第2庁舎3階 第1会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1) 個人情報の収集等に係る諮問について(審議事項)

「府中市立文化センターにおける防犯カメラの設置及び管理運用」事業の実施に伴う個人情報の収集等について

#### (2) 個人情報を取り扱う事務の変更について(報告事項)

「国民年金の適用ならびに給付受付に関する事務」について

### 3 その他

### 4 閉 会

22府政広発第11号

平成22年4月12日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会長 鹿島秀樹 様

府中市長 野口忠直

個人情報の収集等について（諮問）

市内に11箇所ある文化センターにおいて、利用者及び職員等の安全を確保するため、窓口に防犯カメラ装置を設置し、運用を開始することを検討しております。

これにあたっては、本人以外からの個人情報の収集を行うこととなりますが、府中市個人情報の保護に関する条例第7条第2項第1号から第8号に該当しないため、同第7条第2項第9号に定めるとおり、貴審議会に諮問のうえ、お認めいただくことが要件となります。

つきましては、「文化センター窓口における防犯カメラ設置及び運用事業」において行う、これらの個人情報の収集等の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。

諮問事務一覧表

1 条例第7条第2項第9号の規定により諮問する事務（収集の制限）

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務の対象となる個人の範囲	収集する情報の内容	担当部課
1	府中市各文化センター窓口における防犯カメラの設置及び運用	防犯カメラの設置場所を通過する者	顔、体形など容姿	市民生活部 市民活動支援課

## 府中市立文化センター防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（案）

平成 22 年 月 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、府中市立文化センター及びその敷地（以下「文化センター」という。）における防犯カメラの設置及び管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化センター 府中市立公民館条例（昭和 46 年 3 月府中市条例第 14 号）第 2 条に規定する公民館、府中市立図書館条例（昭和 39 年 4 月府中市条例第 12 号）第 2 条に規定する地区図書館（府中市立府中市生涯学習センター図書館を除く。）、府中市立福祉会館条例（昭和 44 年 3 月府中市条例第 6 号）第 2 条に規定する福祉会館及び地区高齢者福祉館並びに府中市立児童館条例（昭和 46 年 3 月府中市条例第 13 号）第 2 条に規定する児童館を総称したものをいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影するため、文化センターに設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するもの（犯罪の予防を副次的な目的としているものを含む。）をいう。
- (3) 映像 防犯カメラにより撮影された映像であって、当該映像から特定個人を識別することができるものをいう。
- (4) 映像データ 映像を電磁的媒体に記録した情報をいう。
- (5) 記録装置 映像を電磁的媒体に記録する装置をいう。
- (6) 電磁的媒体 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で記録されるための媒体をいう。

（職員の責務）

第 3 条 職務上、映像データの内容を知り得る職員（施設の管理運営に係る業務に従事する者を含む。以下「職員」という。）は、この基準に基づき防犯カメラの適正な運用に努めなければならない。

2 職員は、映像データの内容を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（管理責任者の設置）

第 4 条 防犯カメラの適正な管理運用を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、次に定める者をもって充てる。

名称	管理責任者
府中市立中央文化センター	市民生活部市民活動支援課中央文化センター所長
府中市立白糸台文化センター	市民生活部市民活動支援課白糸台文化センター所長
府中市立西府文化センター	市民生活部市民活動支援課西府文化センター所長
府中市立武蔵台文化センター	市民生活部市民活動支援課武蔵台文化センター所長
府中市立新町文化センター	市民生活部市民活動支援課新町文化センター所長
府中市立住吉文化センター	市民生活部市民活動支援課住吉文化センター所長
府中市立是政文化センター	市民生活部市民活動支援課是政文化センター所長
府中市立紅葉丘文化センター	市民生活部市民活動支援課紅葉丘文化センター所長
府中市立押立文化センター	市民生活部市民活動支援課押立文化センター所長
府中市立四谷文化センター	市民生活部市民活動支援課四谷文化センター所長
府中市立片町文化センター	市民生活部市民活動支援課片町文化センター所長

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な管理運用を図らなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの管理運用に関する業務を委託する場合は、この要綱に基づく責務を当該受託者に遵守させなければならない。

(防犯カメラの設置に関する表示)

第6条 管理責任者は、文化センター内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示するものとする。

(記録装置の設置に係る措置)

第7条 管理責任者は、記録装置の設置場所について、管理責任者の許可を受けた者以外の立入りを禁止する等の措置を講ずることにより、映像データの漏えい防止に努めなければならない。

(防犯カメラの作動時間)

第8条 防犯カメラの作動時間は、文化センター開館時間とする。ただし、特別の事情が発生した場合は、この限りでない。

(映像データの保管方法)

第9条 管理責任者は、映像データを記録した電磁的媒体を保管する場合は、当該電磁的媒体を施錠のできるキャビネット等に保管し、粉失、盗難、散逸等の防止を図らなければならない。

2 管理責任者は、次条に規定する映像データの保存期間が経過した後は速やかに当該映像データの消去又は当該映像データを記録した電磁的媒体の破砕等の処理を行わなければならない。

(映像データの保存期間)

第 10 条 映像データの保存期間は、次に掲げる場合を除き、原則として 7 日間とする。

(1) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保存期間の延長の要請を受けた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

(映像データの管理等)

第 11 条 前 2 条に定めるもののほか、映像データの管理、利用、提供等に関する事項は、府中市個人情報の保護に関する条例（平成 15 年 6 月府中市条例第 8 号）に定めるところによる。

(雑則)

第 12 条 この基準の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、平成 22 年 月 日から施行する。

第2号様式（第5条）

平成21年12月 4日

個人情報取扱事務（変更・~~廃止~~）届出書

府中市長

市民生活部保健年金課長

府中市個人情報の保護に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 目的外利用・外部提供の開始	
2 個人情報を取り扱う事務の名称	国民年金事務	
3 変更、目的外利用・外部提供の内容	変 更 前	変 更 後
	社会保険庁への提供	日本年金機構への提供
4 変更、廃止、目的外利用・外部提供の開始の理由	平成22年1月1日に国民年金の運営業務を行っている社会保険庁が廃止され、日本年金機構に移行する。日本年金機構は、非公務員型の年金公法人であるが、国民年金法及び日本年金機構法に定められているとおり、国（厚生労働省）から公的年金の業務運営を委任・委託され、厚生労働大臣の監督の下に一連の運営業務を担う機関であるため、国民年金業務に伴う個人情報の外部提供を行う。	
5 変更、廃止、目的外利用・外部提供の開始年月日	平成22年 1月 1日	
6 備 考		

## 個人情報を取り扱う事務の目録

	国民個人情報を取り扱う事務の名称	事務を所管する部課	
34	国民年金適用事務	市民生活部	保険年金課
35	国民年金給付受付事務	市民生活部	保険年金課



○府中市個人情報の保護に関する条例（抜粋）

平成 15 年 6 月 20 日

条例第 8 号

（収集の制限）

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明、精神上的障害等の事由により、本人から収集することができないとき。
  - (6) 争訟、選考、指導等の事務で、本人から収集したのでは、その事務の目的を達成し得ないとき、又は事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
  - (7) 他の実施機関から収集するとき。
  - (8) 国又は他の地方公共団体から収集することが、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が第 39 条に規定する府中市情報公開・個人情報保護審議会（第 39 条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

（個人情報を取り扱う事務の届出等）

第 9 条 実施機関は、継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報の利用の目的
- (3) 個人情報の内容
- (4) 個人情報の対象者
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、府中市規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項又は第3項の規定による届出に係る事項について、目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。